

川原由維ファンクラブ規約

(名称)

第1条 本会は、川原由維ファンクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は、LPGA プロフェッショナルゴルフプレイヤーの川原由維(以下「プロ」という。)を応援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、埼玉県入間市に置く。

(会員及び会費)

第4条 本会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同され、入会手続きが完了し入会金及び年会費を納入された方を会員とします。

2 会員の有効期間は、毎年1月1日から12月末日までとします。ただし、12月までに退会の申し出がなく、翌年の1月中に年会費を納入された場合には、1年間更新されます。その後においても同様といたします。

3 入会金及び年会費は、退会しても返却いたしません。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置きます。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名

2 組織の規模に応じて、適宜支部長を置くことができるものとします。

3 設立当初の役員は、発起人の中から選任します。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とします。ただし、再任は妨げないこととします。

(運営)

第7条 本会の運営は、役員が役員会を構成し、その任にあたります。

(事業)

第8条 本会では、以下の事業を行ないます。

- 一 会報の発行
- 二 ファンの集い開催
- 三 プロとのラウンド開催
- 四 その他、第2条の目的を達するための事業

(会員の遵守義務等)

第9条 会員は本規約及び本会から通知する事項を遵守しなければなりません。

2 会員は申し込みの際に記載した内容に変更が生じた場合には、直ちに本会に連絡しなければなりません。

3 次の行為は禁止とします。

- 一 プロの活動を妨害する行為
- 二 会員の権利を第3者に譲渡・貸与又は名義変更をすること
- 三 本会の運営及び事業活動等を妨害すること。また、道徳、習慣、社会秩序に反する行為をすること
- 四 本会、またはプロに関する映像、画像、音、情報などを当会の書面による承諾なしに、著作権法で定められた私的利用の範囲を超えて利用すること
- 五 プロに対し連絡や面会を強要すること
- 六 その他本会が不適切だと判断し、禁止したことを行うこと

4 年会費を滞納された方、または本会則に反する行為をした場合は会員資格を喪失します。

附則

- 第 1 本規約は、2011年1月1日から適用する。
- 第 2 設立初年度の、入会金は2,000円、年会費は3,000円とする。